

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年12月10日提出
【計算期間】	第17特定期間(自 平成27年3月11日至 平成27年9月10日)
【ファンド名】	グローバル3資産バランスオープン
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 鈴木 郁也
【本店の所在の場所】	東京都港区芝3丁目33番1号
【事務連絡者氏名】	投信業務部長 橋詰 廣志
【連絡場所】	東京都港区芝3丁目33番1号
【電話番号】	03-6737-0522
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

<信託金限度額>

上限 5,000億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
追加型	海外	債券	M R F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ()		
		資産複合		

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型

株式	年1回	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	あり（ ）	日経225 TOPIX	ブル・ベア型 条件付運用型
一般						
大型株	年2回					
中小型株						
債券	年4回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他（ ）	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
一般	年6回 (隔月)	北米 欧州				
公債						
社債						
その他債券	年12回 (毎月)					その他（ ）
クレジット属性			アジア			
()	日々	オセアニア				
不動産投信	その他（ ）	中南米				
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分固定型))		アフリカ 中近東 (中東)				
資産複合 () 資産配分 固定型 資産配分 変更型		エマージング				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1) 株式

一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記から「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記からに掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

< ファンドの特色 >

1. 投資対象ファンドへの投資を通じて、日本に比べ高い利金・配当収入が期待できる「海外債券」「世界株式」「海外の不動産投資信託証券」(以下「海外リート」といいます。)の3つの資産に投資します。

<投資対象ファンドの運用方針等>

資産の種類	投資対象ファンドの名称	運用方針
海外債券	高金利海外債券 ファンド (適格機関投資家専用)	シティ世界国債インデックス(除く日本) ^{*1} に採用されている国の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などのうち、国際的な格付機関である米国S&P社又は同Moody's社から、原則としてA格相当以上が付与された債券に投資することにより、安定した収益の確保及び信託財産の着実な成長を目指します。
世界株式	ドイチエ・好配当世界株式 ファンド (適格機関投資家専用)	日本を含む世界各国の株式の中から、配当利回りに着目し、企業のファンダメンタルズ・事業の継続性等を中心とした定性判断を加えて投資銘柄を選別することにより、安定した配当収益の確保に加え、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。
海外リート	海外リート マザーファンド	海外リートへの投資を通じて、ベンチマークであるS&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円ベース) ^{*2} と連動する投資成果を目標として運用を行います。

各投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「2 投資方針 (2) 投資対象 (参考) 投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

※1:シティ世界国債インデックスとは

Citigroup Index LLCが開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

同指数は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数の算出、指値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

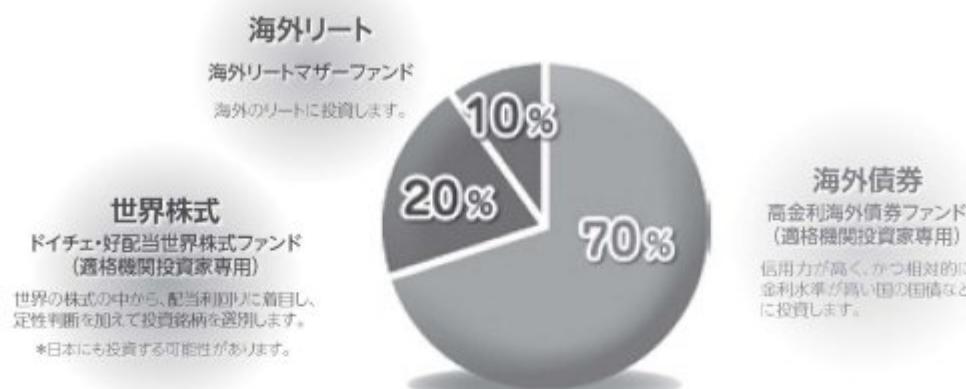
※2:S&P先進国REIT指数とは

S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が公表する指数で、世界主要国に上場するREIT(不動産投資信託証券)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出されます。

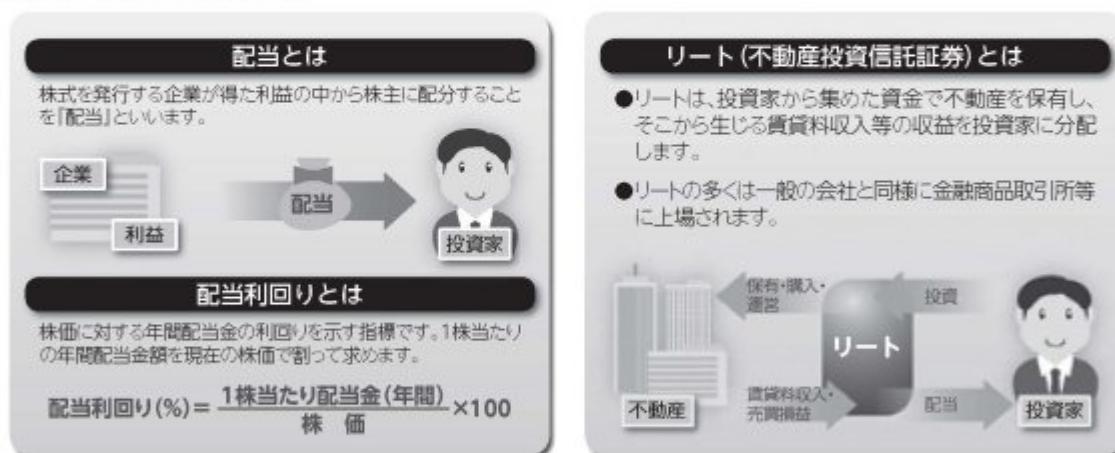
「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。

S&P先進国REIT指数(以下「当インデックス」)はSPDJIの商品であり、これを利用するライセンスが当社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサプライセンスが当社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

2. 基本配分比率は以下の通りです。



基本配分比率には投資対象ファンド毎に一定の変動許容幅を設けます。基本配分比率については、将来的に見直しを行うことがあります。



ポートフォリオ構築プロセス

ファンドマネジャーは基本配分比率に基づき、各投資対象ファンドへ資金を配分し、値動き等によって一定以上乖離した場合は、リバランスマップを行います。

ポートフォリオ構築

ファンドマネジャー

- 基本配分比率に従って、各投資対象ファンドへ資金を配分

リバランスマップ

ファンドマネジャー

- 各投資対象ファンドの組入比率が基本配分比率から一定以上乖離した場合、リバランスマップを実施

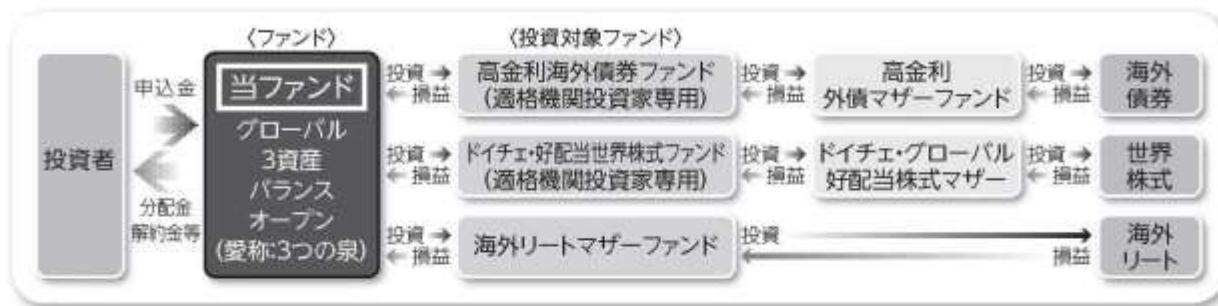
※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

ファンドのしくみ

ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

？ ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。



分配方針

- 毎月決算を行い、収益分配を目指します。
- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益及び売買益(配当益を含みます。)等の全額とします。なお、前期から繰り越された分配準備積立金及び収益調整金は、全額分配に使用することがあります。
- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として配当等収益を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 2月、5月、8月、11月の決算時には、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定する額を付加して分配を行うことがあります。
- 分配対象額が確保できた場合でも、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定する額を付加して分配を行わないことがあります。



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式及び不動産投資信託証券への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

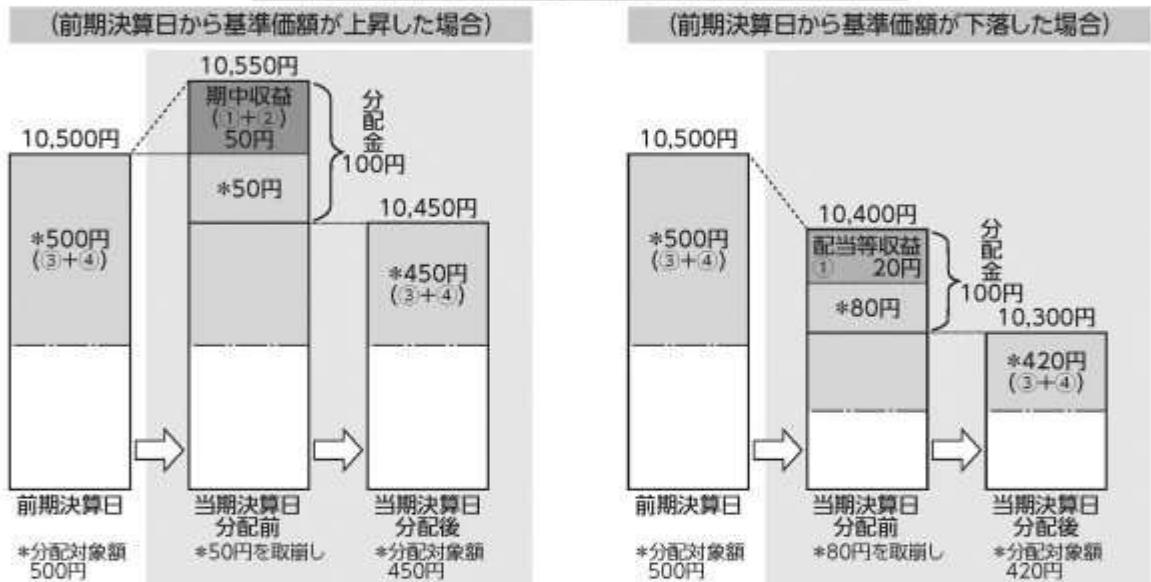
【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



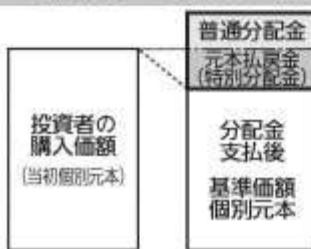
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。

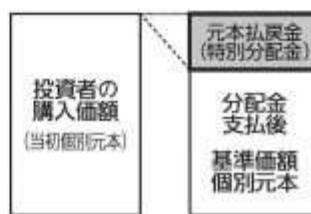
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合)



※元本戻戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本戻戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本戻戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金」「(5)課税上の取扱い」をご覧ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成19年3月15日

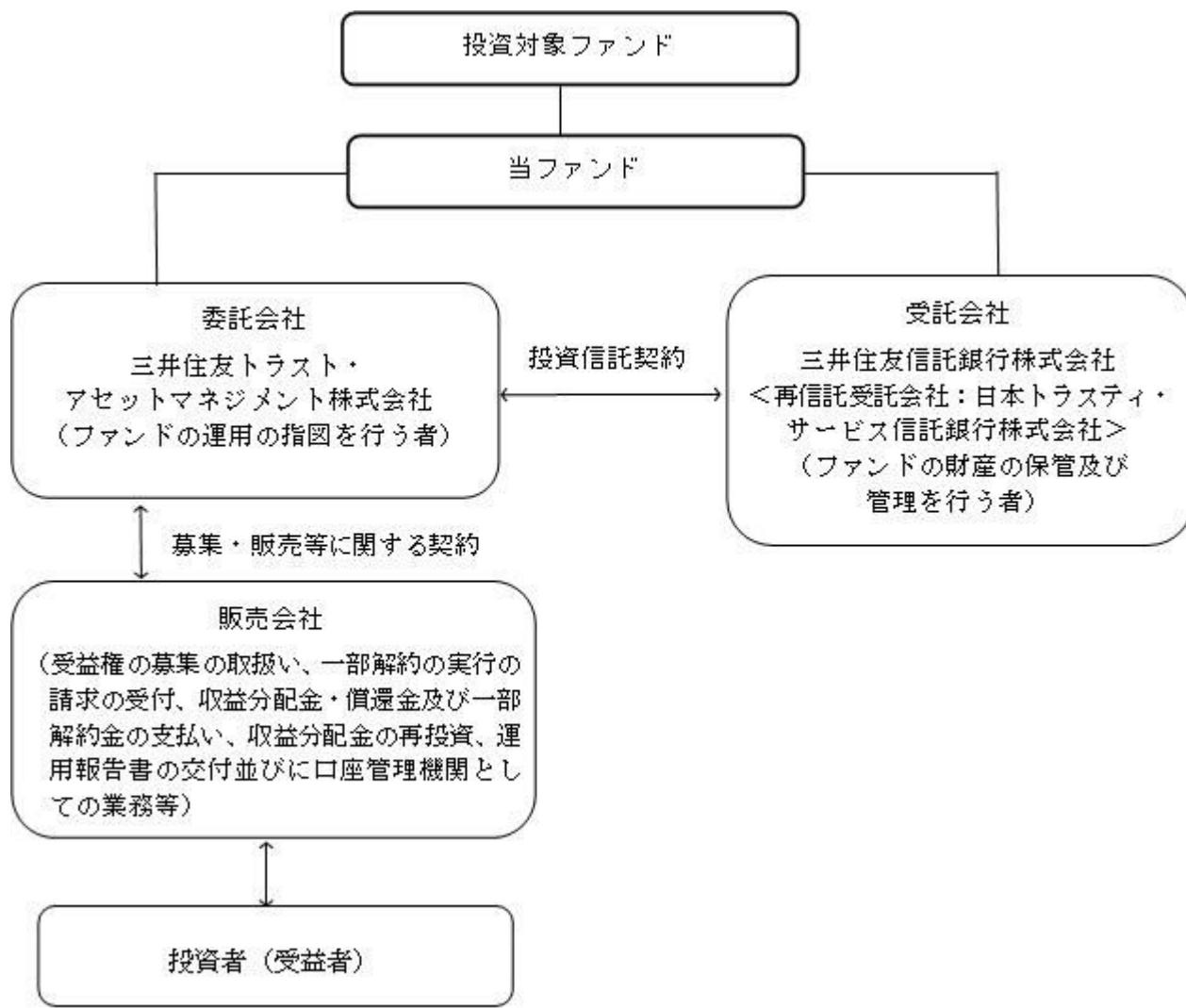
信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始

平成24年4月1日

当ファンドの委託会社としての業務を中央三井アセットマネジメント株式会社から三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組み及び関係法人



委託会社の概況（平成27年 9月30日現在）

イ．資本金の額：3億円

ロ．委託会社の沿革

昭和61年11月1日：	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
昭和62年2月20日：	投資顧問業の登録
昭和62年9月9日：	投資一任契約に係る業務の認可
平成2年10月1日：	住信投資顧問株式会社に商号変更
平成11年2月15日：	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成11年3月25日：	証券投資信託委託業の認可
平成19年9月30日：	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東 財務局長（金商）第347号）
平成24年4月1日：	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラス ト・アセットマネジメント株式会社に商号変更

ハ．大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホール ディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

運用方針

当ファンドは、投資対象ファンド（ ）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。投資対象ファンドは、将来的に見直しを行うことがあります。なお、投資対象とするファンドは、当該ファンドの投資対象資産及び投資手法等を考慮して選定しております。

高金利海外債券ファンド（適格機関投資家専用）

ドイチェ・好配当世界株式ファンド（適格機関投資家専用）

海外リートマザーファンド

投資態度

A . 主として投資対象ファンドへの投資を通じて、海外の債券（ 1 ）、世界の株式（ 2 ）及び海外の不動産投資信託証券（ 3 ）に分散投資を行うことにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。なお、投資対象ファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。

1 : シティ世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などのうち、国際的な格付機関である米国 S & P 社又は同 Moody's 社から、原則として A 格相当以上が付与された債券をいいます。

2 : 日本を含む世界各国の株式の中から、配当利回りに着目し、企業のファンダメンタルズ・事業の継続性等を中心とした定性判断を加え、投資銘柄を選別します。

3 : 一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券のうち海外の金融商品取引所等などに上場等されているもの（上場等の前の新規募集等を含みます。）をいいます。

B . 投資対象ファンドへの基本配分比率は、以下のとおりとします。

1 . 高金利海外債券ファンド（適格機関投資家専用） 70%

2 . ドイチェ・好配当世界株式ファンド（適格機関投資家専用） ... 20%

3 . 海外リートマザーファンド 10%

C . 上記の基本配分比率には、投資対象ファンド毎に一定の変動許容幅を設けます。なお、基本配分比率については、将来的に見直しを行うことがあります。

D . 外貨建資産を組入れ可能な投資信託証券を組入れた場合、当ファンドでは原則として為替ヘッジを行いません。

E . 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

A . 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1 . 有価証券

2 . 金銭債権

3 . 約束手形（上記 1 . に掲げるものに該当するものを除きます。）

B . 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「海外リートマザーファンド」の受益証券並びに別に定める投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する投資信託の受益証券をいい、振替受益権を含みます。以下同じ。）のほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券及び短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

運用指図できる金融商品

A. 委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

B. 当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記A.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

当ファンドが、当ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性のある投資対象ファンドの概要是、下記「（参考）投資対象ファンドの概要」に記載されている通りです。

（参考）投資対象ファンドの概要

以下の内容は、平成27年9月30日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

高金利海外債券ファンド（適格機関投資家専用）の概要

1. 運用の基本方針

（1）基本方針

この投資信託は、定期的な収益分配と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（2）運用方法

投資対象

高金利外債マザーファンド（以下「高金利マザー」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

イ. 高金利マザー受益証券への投資を通じて、シティ世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などのうち、国際的な格付機関である米国

S & P 社又は同Moody's社から、原則としてA格相当以上が付与された債券に投資することにより、安定した収益の確保及び信託財産の着実な成長を目指します。

口．高金利マザー受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

ハ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替予約取引等を活用する場合があります。

二．運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することができます。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ホ．わが国の取引所（金融商品取引所等を含む。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ヘ．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利又は異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

ト．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

チ．資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

高金利マザー受益証券への投資割合には制限を設けません。

株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）を行使したものに限ることとし、株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資には制限を設けません。

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（4）収益分配方針

毎決算時（原則として毎月決算ですが、第1計算期間のみ異なります。）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益（高金利マザーの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額。）等の全額とします。なお、前期から繰り越された分配準備積立金及び収益調整金、その他の調整金は、全額分配に使用することができます。

分配金額については、上記の範囲内で委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行いま

す。

2. ベンチマーク

ありません。ただし、参考指数として、シティ世界国債インデックス（除く日本）を使用することがあります。

3. 手数料、信託報酬等

(1) 申込手数料・解約手数料

ありません。

(2) 信託報酬

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年率0.162%（税抜0.15%）を乗じて得た額とします。

(3) 信託財産留保額

一部解約実行請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額とします。

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

借入金の利息は、原則として借入金返済時に信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額等は、取引のつど信託財産中から支弁します。

4. 信託期間

無期限とします。ただし、一定の事由に該当することとなった場合には、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

5. 主な関係法人

委託者：三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

受託者：三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

6. 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の概況

前記「1 ファンドの性格（3）ファンドの仕組み 委託会社の概況」をご参照ください。

なお、高金利海外債券ファンド（適格機関投資家専用）が主要投資対象とする高金利外債マザーファンドの概要は以下のとおりです。

1. 運用の基本方針

(1) 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

(2) 運用方法

投資対象

シティ世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などを主要投資対象とします。

投資態度

イ. シティ世界国債インデックス（除く日本）に採用されている国の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などのうち、国際的な格付機関である米国S & P社又は同Moody's社から、原則としてA格相当以上が付与された債券に投資することにより、安定した収益の確保及び信託財産の着実な成長を目指します。

ロ．銘柄選択については、上記債券の中から相対的に金利が高い国の債券を選び、国別、通貨別、残存期間などを考慮しながら、分散投資を行い、その組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。各国の投資比率は、相対的魅力度、流動性、信用力、金利の方向性などの分析をもとに決定します。

ハ．運用に際しては、三井住友信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、三井住友信託銀行株式会社の運用部門から投資情報の提供を受け活用します。

ニ．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替予約取引等を活用する場合があります。

ホ．運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することができます。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ヘ．わが国の取引所（金融商品取引所等を含む。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ト．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことができます。

チ．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

リ．資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

（3）主な投資制限

株式への投資は転換社債を転換したもの及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）を使用したものに限ることとし、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資には、制限を設けません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、オプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

ドイチェ・好配当世界株式ファンド（適格機関投資家専用）の概要

1．運用の基本方針

（1）基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

（2）運用方法

投資対象

ド・イ・チ・エ・グローバル好配当株式マザー（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資する場合があります。

投資態度

- イ．マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の株式に投資します。
- ロ．マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ハ．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 二．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約を行うことができます。
- ホ．資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4) 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に行うこととします。ただし、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記 の範囲内で委託会社が決定する額を附加して分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）「原則として安定分配を行う」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意下さい。また、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

2. ベンチマーク

ありません。

3. 手数料、信託報酬等

- （1）申込手数料・解約手数料
ありません。
- （2）信託報酬
（略）

信託財産の純資産総額に対し、年率0.648%（税抜0.6%）を乗じて得た額とします。

(3) 信託財産留保額

解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、監査費用、信託事務の処理に要する諸費用（消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。）並びに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用及び先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産が負担するものとします。

4. 信託期間

無期限とします。ただし、委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

5. 主な関係法人

委託会社：ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託会社：三井住友信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

6. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の概況

(1) 資本金の額（平成27年9月末日現在）

3,078百万円

(2) 沿革

昭和60年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント（株）設立

昭和62年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得

平成2年 ドイツ銀投資顧問（株）と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント（株）に社名を変更

平成7年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更
証券投資信託委託会社免許取得

平成8年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問（株）に社名を変更

平成11年 バンカース・トラスト投信投資顧問（株）と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント（株）に社名を変更

平成14年 チューリッヒ・スカダー投資顧問（株）と合併

平成17年 ドイチェ・アセット・マネジメント（株）とドイチェ信託銀行（株）の資産運用
サービス業務を統合

資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント（株）に一本化

(3) 大株主の状況（平成27年9月末日現在）

名 称：ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド

住 所：シンガポール048583 ワン ラフルズ クウェイ 17-10

所有株式：61,560株

所有比率：100%

なお、ドイチェ・好配当世界株式ファンド（適格機関投資家専用）が主要投資対象とするドイチェ・グローバル好配当株式マザーの概要は以下のとおりです。

1. 運用の基本方針

(1) 基本方針

マザーファンドは、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

(2) 運用方法

投資対象

世界各国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

イ. 安定した配当収益の確保に加え、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。

ロ. 株式への投資にあたっては、配当利回りに着目し、企業のファンダメンタルズ・事業の継続性等を中心とした定性判断を加え、投資銘柄を選別します。

ハ. 原則として、株式の組入比率は、高位（フルインベストメント）を基本としますが、投資環境の悪化等により下落リスクが高まったと判断した場合又は解約に備えての株式の売却により、一時的に株式組入率を引き下げることがあります。

ニ. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ホ. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、外国為替予約を行うことができます。

ヘ. ただし、市況動向や資金動向によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、並びに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

海外リートマザーファンドの概要

1. 運用の基本方針

(1) 基本方針

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

(2) 運用方法

投資対象

海外の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

イ. 主として、海外の不動産投資信託証券への投資を通じて、ベンチマークである S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

ロ. 運用に際しては、三井住友信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、三井住友信託銀行株式会社の運用部門から投資情報の提供を受け活用します。

ハ. 海外の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

ニ. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ホ. 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信

託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

(3) 主な投資制限

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。ただし、ベンチマークにおける時価の構成割合が10%を超える海外の不動産投資信託証券がある場合には、ベンチマークとの連動性を維持するために、当該海外の不動産投資信託証券をベンチマークの構成割合の範囲で組入れができるものとします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

デリバティブの直接利用は行いません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

2. ベンチマーク

S & P 先進国 R E I T 指数（除く日本、配当込み、円ベース）

3. 手数料、信託報酬等

(1) 申込手数料・解約手数料

ありません。

(2) 信託報酬

ありません。

(3) 信託財産留保額

一部解約を行う日の前営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額等は、取引のつど信託財産中から支弁します。

4. 信託期間

無期限とします。ただし、一定の事由に該当することとなった場合には、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

5. 主な関係法人

委託者：三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

受託者：三井住友信託銀行株式会社

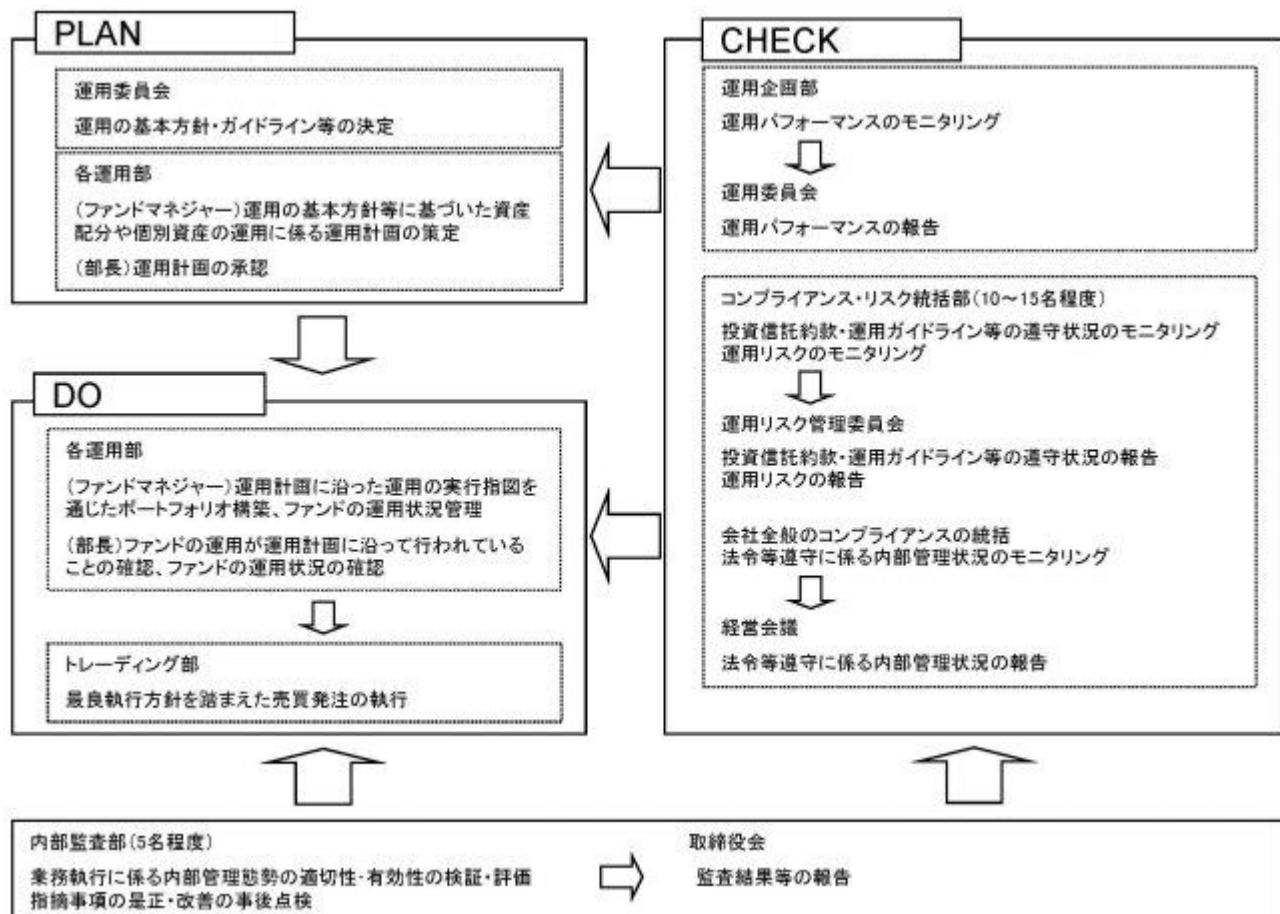
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

6. 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の概況

前記「1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 委託会社の概況」をご参照ください。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



三井住友信託銀行は高金利外債マザーファンド及び海外リートマザーファンドに対して投資助言を行います。

委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うこと目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則として毎月10日ですが、第1計算期間のみ異なります。ただし当日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益（海外リートマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額。）等の全額とします。なお、前期から繰り越された分配準備積立金及び収益調整金、その他の調整金は、全額分配に使用することがあります。
- 分配金額については、上記の範囲内で委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として配当等収益（みなし配当等収益を含みます。）を中心に安定分配を行うことを基本とします。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、毎年

- 2月、5月、8月、11月の決算時には、毎決算時における分配のほか、上記A. の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定する額を付加して分配を行うことがあります。
- ・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（5）【投資制限】

<約款に定める投資制限>

投資信託証券への投資割合

委託会社は、投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合

委託会社は、同一銘柄の投資信託証券（約款においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託であることが記載されている投資信託証券を除きます。）への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

株式及び不動産投資信託証券への投資

委託会社は、株式及び不動産投資信託証券への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資割合

委託会社は、外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。なお、外貨建資産への直接投資は行いません。

デリバティブの利用

委託会社は、デリバティブの直接利用は行いません。

同一銘柄の投資信託証券に投資できる額

委託会社が、同一銘柄の投資信託証券に投資できる額は、投資される投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の運用の指図を行っている委託業者の同意がない限り、投資される投資信託又は投資法人の純資産総額の50%以下とします。

公社債の借入れの指図及び範囲

A. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

B. 上記A. の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

C. 信託財産の一部解約等の事由により、上記B. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

D. 上記A. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する投資信託の受益証券（振替受益権を含みます。）に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

再投資の指図

委託会社は、上記 の規定による一部解約代金及び売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

資金の借入れ

A. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的

として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

B . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

C . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

D . 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

受託会社による資金の立替え

A . 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

B . 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

C . 上記A . 及びB . の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

受託会社の自己又は利害関係人等との取引

A . 受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、信託財産と、受託会社及び受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいいます。以下A .において同じ。）、信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託会社における他の信託財産との間で、前記（2）からまでに定める資産への投資等を行うことができます。

B . 上記A . の取扱いは、上記（2）から（3）までにおける委託会社の指図による取引についても同様とします。

< その他の投資制限 >

当ファンドでは直接デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引及び選択権付債券売買を含みます。）は行いませんが、投資対象とする投資信託でデリバティブ取引等を行う場合、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

3 【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

債券の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

同じ投資対象ファンドに投資する他のファンドによる追加設定や一部解約等があり、投資対象ファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) リスクの管理体制

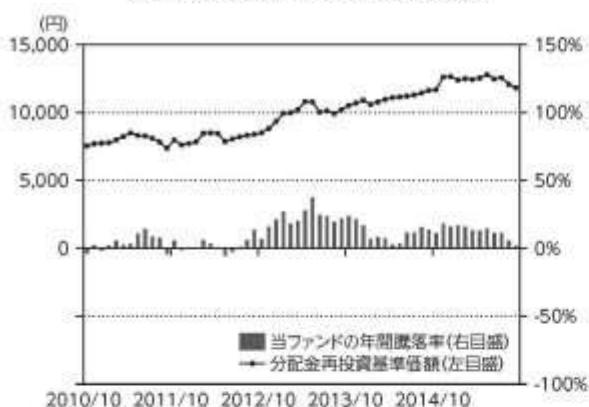
委託会社におけるリスク管理体制

運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。

内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

〔参考情報〕

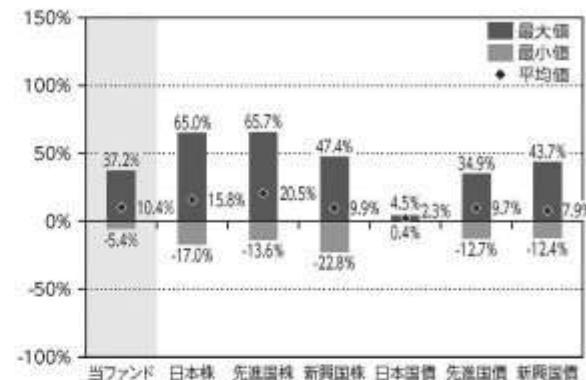
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*2010年10月～2015年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*各資産クラスの指数

日本株…… TOPIX(東証株価指数、配当込み)^{※1}

先進国株…… MSCIコロサイ・インデックス(配当込み、円ベース)^{※2}

新興国株…… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)^{※3}

日本国債…… NOMURA-BPJ国債^{※4}

先進国債…… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)^{※5}

新興国債…… JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッソ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)^{※6}

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

- ※1 TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社東京証券取引所(以下「東証」)が算出、公表する指標で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指標は、東証の知的財産であり、権利の算出、指標の公表、利用など同指標に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの認定は直隸に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- ※2 MSCIコロサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また、「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ※3 MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また、「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指標に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ※4 NOMURA-BPJ国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指標の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指標の正確性・完全性・信頼性・有用性を保証するものではなく、同指標を用いて行われる当社の事業活動・サービスに附帯して一切責任を負いません。
- ※5 シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCが開発した、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標は、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指標の算出、指標権の公表、利用など同指標に関する全ての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。なお、Citigroup Index LLCは、ファンドの認定又は直隸に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- ※6 本指標は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指標は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指標を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜 3.0%）（1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同）

じ。)。

「分配金再投資コース」(2)において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

2 : 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」(税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース)と「分配金再投資コース」(税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース)の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

上記 及び の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ : <http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル : 0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2) 【換金(解約)手数料】

< 解約手数料 >

ありません。

< 信託財産留保額 >

ご解約時には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額()として当該基準価額から控除します。また、当ファンドが保有する投資対象ファンドの解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.0476% (税抜 0.97%) を乗じて得た額とします (信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率)。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.324% (税抜 0.3%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.648% (税抜 0.6%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.0756% (税抜 0.07%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記 の信託報酬は、毎計算期末又は信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

なお上記のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬がかかります。

(参考) 各投資対象ファンドの信託報酬等

各投資対象ファンドの信託報酬 (投資信託財産の純資産総額に対する年率) は下記の通りです。

当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、解約手数料はありません。

ファンド名	信託報酬
高金利海外債券ファンド (適格機関投資家専用)	0.162% (税抜 0.15%)
ドイチェ・好配当世界株式ファンド (適格機関投資家専用)	0.648% (税抜 0.6%)
海外リートマザーファンド	ありません。

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率：年率1.296%程度（税抜 1.2%程度）

（4）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（）、組入資産の保管に要する費用（）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（投資対象ファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（）は、受益者の負担とし、毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉

徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税率（内訳）
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15.315%、住民税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%、住民税5%）

（平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

□ . 一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ.の表の通りです。

八 . 損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益及び申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得から控除することが可能です。また、一部解約時及び償還時の差益については、上場株式等の譲渡損失との通算が可能です。

なお、平成28年1月1日以降は、損益通算の対象に特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等が追加され、これらの所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）及び譲渡所得等との損益通算が可能となります。

二 . 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」（＊）をご利用の場合

NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。

ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。

販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 平成28年4月1日より適用開始される、20歳未満の方を対象とした非課税制度です。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税率（所得税のみ）
平成49年12月31日まで	15.315%
平成50年1月1日以降	15%

（平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

個別元本について

イ . 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ . 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ . ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

二 . 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記は、平成27年 9月30日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

以下は、平成27年 9月30日現在の状況について記載しております。

【グローバル3資産バランスオーブン】

（1）【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	2,962,605,647	90.01
親投資信託受益証券	日本	310,495,282	9.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		18,298,762	0.56
合計(純資産総額)		3,291,399,691	100.00

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益 証券	高金利海外債券ファンド(適格機関投 資家専用)	3,022,858,480	0.774	2,339,692,463	0.775	2,342,715,322	71.18
日本	投資信託受益 証券	ドイチエ・好配当世界株式ファンド (適格機関投資家専用)	959,137,127	0.6652	638,018,016	0.6463	619,890,325	18.83
日本	親投資信託受 益証券	海外リートマザーファンド	277,624,537	1.0927	303,360,331	1.1184	310,495,282	9.43

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	90.01
親投資信託受益証券	9.43
合計	99.44

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間末 (平成19年 9月10日)	36,559,893,126	36,690,302,958	9,812	9,847
第2特定期間末 (平成20年 3月10日)	38,750,755,385	38,904,911,305	8,798	8,833
第3特定期間末 (平成20年 9月10日)	34,625,935,004	34,776,641,857	8,041	8,076
第4特定期間末 (平成21年 3月10日)	21,076,449,318	21,214,642,047	5,338	5,373
第5特定期間末 (平成21年 9月10日)	23,006,567,657	23,133,728,009	6,328	6,363
第6特定期間末 (平成22年 3月10日)	18,356,148,801	18,459,346,306	6,226	6,261
第7特定期間末 (平成22年 9月10日)	14,060,363,383	14,145,306,043	5,793	5,828
第8特定期間末 (平成23年 3月10日)	11,661,432,344	11,728,433,665	6,092	6,127
第9特定期間末 (平成23年 9月12日)	8,688,914,709	8,743,161,674	5,606	5,641
第10特定期間末 (平成24年 3月12日)	7,536,816,896	7,581,262,266	5,935	5,970
第11特定期間末 (平成24年 9月10日)	5,891,209,148	5,911,925,750	5,687	5,707
第12特定期間末 (平成25年 3月11日)	6,099,493,350	6,117,275,055	6,860	6,880
第13特定期間末 (平成25年 9月10日)	5,283,468,005	5,299,307,607	6,671	6,691
第14特定期間末 (平成26年 3月10日)	4,955,912,977	4,969,995,824	7,038	7,058
第15特定期間末 (平成26年 9月10日)	4,569,923,977	4,582,486,191	7,276	7,296
第16特定期間末 (平成27年 3月10日)	4,090,983,152	4,101,569,201	7,729	7,749
第17特定期間末 (平成27年 9月10日)	3,335,301,677	3,344,498,074	7,253	7,273

平成26年 9月末日	4,553,671,857		7,347	
10月末日	4,474,226,076		7,363	
11月末日	4,601,824,130		7,923	
12月末日	4,385,052,486		7,932	
平成27年 1月末日	4,232,986,126		7,740	
2月末日	4,202,978,958		7,794	
3月末日	3,997,538,839		7,732	
4月末日	3,891,231,526		7,781	
5月末日	3,875,978,336		7,914	
6月末日	3,668,549,728		7,692	
7月末日	3,637,402,935		7,737	
8月末日	3,416,432,721		7,414	
9月末日	3,291,399,691		7,232	

【分配の推移】

	期 間	1万口当たりの分配金（円）
第1特定期間	平成19年 3月15日～平成19年 9月10日	140
第2特定期間	平成19年 9月11日～平成20年 3月10日	730
第3特定期間	平成20年 3月11日～平成20年 9月10日	210
第4特定期間	平成20年 9月11日～平成21年 3月10日	210
第5特定期間	平成21年 3月11日～平成21年 9月10日	210
第6特定期間	平成21年 9月11日～平成22年 3月10日	210
第7特定期間	平成22年 3月11日～平成22年 9月10日	210
第8特定期間	平成22年 9月11日～平成23年 3月10日	210
第9特定期間	平成23年 3月11日～平成23年 9月12日	210
第10特定期間	平成23年 9月13日～平成24年 3月12日	210
第11特定期間	平成24年 3月13日～平成24年 9月10日	165
第12特定期間	平成24年 9月11日～平成25年 3月11日	120
第13特定期間	平成25年 3月12日～平成25年 9月10日	120
第14特定期間	平成25年 9月11日～平成26年 3月10日	120
第15特定期間	平成26年 3月11日～平成26年 9月10日	120
第16特定期間	平成26年 9月11日～平成27年 3月10日	120
第17特定期間	平成27年 3月11日～平成27年 9月10日	120

【收益率の推移】

	期 間	収益率（%）
第1特定期間	平成19年 3月15日～平成19年 9月10日	0.5
第2特定期間	平成19年 9月11日～平成20年 3月10日	2.9
第3特定期間	平成20年 3月11日～平成20年 9月10日	6.2

第4特定期間	平成20年 9月11日～平成21年 3月10日	31.0
第5特定期間	平成21年 3月11日～平成21年 9月10日	22.5
第6特定期間	平成21年 9月11日～平成22年 3月10日	1.7
第7特定期間	平成22年 3月11日～平成22年 9月10日	3.6
第8特定期間	平成22年 9月11日～平成23年 3月10日	8.8
第9特定期間	平成23年 3月11日～平成23年 9月12日	4.5
第10特定期間	平成23年 9月13日～平成24年 3月12日	9.6
第11特定期間	平成24年 3月13日～平成24年 9月10日	1.4
第12特定期間	平成24年 9月11日～平成25年 3月11日	22.7
第13特定期間	平成25年 3月12日～平成25年 9月10日	1.0
第14特定期間	平成25年 9月11日～平成26年 3月10日	7.3
第15特定期間	平成26年 3月11日～平成26年 9月10日	5.1
第16特定期間	平成26年 9月11日～平成27年 3月10日	7.9
第17特定期間	平成27年 3月11日～平成27年 9月10日	4.6

(注1)収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配落)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間	平成19年 3月15日～平成19年 9月10日	37,452,162,544	192,210,414	37,259,952,130
第2特定期間	平成19年 9月11日～平成20年 3月10日	7,725,137,706	938,225,851	44,046,863,985
第3特定期間	平成20年 3月11日～平成20年 9月10日	2,004,119,726	2,991,882,842	43,059,100,869
第4特定期間	平成20年 9月11日～平成21年 3月10日	402,131,273	3,975,289,880	39,485,942,262
第5特定期間	平成21年 3月11日～平成21年 9月10日	539,535,885	3,668,698,011	36,356,780,136
第6特定期間	平成21年 9月11日～平成22年 3月10日	286,069,946	7,157,848,594	29,485,001,488
第7特定期間	平成22年 3月11日～平成22年 9月10日	124,079,128	5,339,748,958	24,269,331,658
第8特定期間	平成22年 9月11日～平成23年 3月10日	103,950,841	5,230,047,857	19,143,234,642
第9特定期間	平成23年 3月11日～平成23年 9月12日	91,046,798	3,735,148,320	15,499,133,120
第10特定期間	平成23年 9月13日～平成24年 3月12日	83,853,578	2,884,309,319	12,698,677,379
第11特定期間	平成24年 3月13日～平成24年 9月10日	164,993,720	2,505,369,866	10,358,301,233
第12特定期間	平成24年 9月11日～平成25年 3月11日	29,763,245	1,497,211,586	8,890,852,892
第13特定期間	平成25年 3月12日～平成25年 9月10日	38,268,582	1,009,319,988	7,919,801,486
第14特定期間	平成25年 9月11日～平成26年 3月10日	27,200,306	905,578,272	7,041,423,520
第15特定期間	平成26年 3月11日～平成26年 9月10日	23,699,627	784,015,773	6,281,107,374
第16特定期間	平成26年 9月11日～平成27年 3月10日	26,976,095	1,015,058,762	5,293,024,707
第17特定期間	平成27年 3月11日～平成27年 9月10日	16,944,808	711,770,745	4,598,198,770

(注1)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該特定期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

海外リートマザーファンド

投資状況

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	アメリカ	315,696,314	68.09
	オーストラリア	33,075,083	7.13
	イギリス	32,019,650	6.91
	フランス	21,145,572	4.56
	シンガポール	13,292,939	2.87
	カナダ	8,251,833	1.78
	香港	7,272,504	1.57
	ベルギー	2,849,125	0.61
	オランダ	2,655,729	0.57
	スペイン	2,324,959	0.50
	ニュージーランド	1,953,703	0.42
	アイルランド	1,142,278	0.25
	ドイツ	758,784	0.16
	イタリア	469,622	0.10
	マン島	353,263	0.08
	イスラエル	220,335	0.05
	ガーンジー	211,867	0.05
小計		443,693,560	95.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		19,930,965	4.30
合計(純資産総額)		463,624,525	100.00

(注1)国 / 地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
--------	----	-----	----	---------------	---------------	--------------	--------------	-----------------

該当事項はありません。

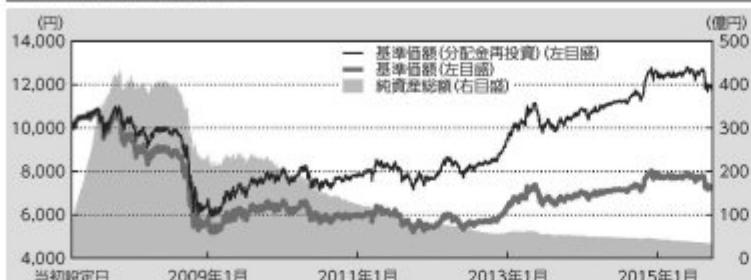
参考情報

交付目論見書に記載するファンドの運用実績

運用実績

当初設定日：2007年3月15日
作成基準日：2015年9月30日

基準価額・純資産の推移



基 準 価 額	7,232円
純資産総額	32.91億円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:3,435円 直近1年間分配金合計額:240円

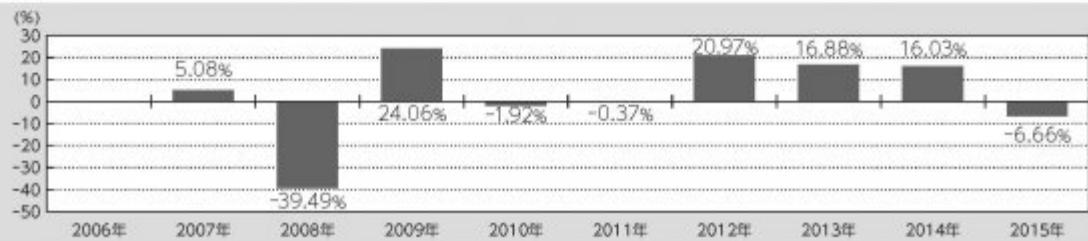
決算期	2015年5月	2015年6月	2015年7月	2015年8月	2015年9月
分配金	20円	20円	20円	20円	20円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率
高金利海外債券ファンド(適格機関投資家専用)	71.2%
ドイチ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)	18.8%
海外リートマザーファンド	9.4%

年間收益率の推移(暦年ベース)



※收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
※2007年は当初設定日から年末までの收益率です。また、2015年は年初から作成基準日までの收益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」()の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込単位>

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込価額>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(注) 分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料をご覧ください。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

ありません。

<申込受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと

引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ : <http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル : 0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

2 【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<一部解約単位>

1口以上1口単位とします。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

<受付不可日>

ありません。

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ : <http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル : 0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券
計算日の基準価額で評価します。

投資対象ファンドの基準価額に与える影響が大きいと想定される資産の評価方法

イ．公社債等

- 計算日()における次のa．からc．までに掲げるいずれかの価額で評価します。
- a．日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
- b．金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除きます。)
- c．価格情報会社の提供する価額

外国の公社債については、計算日に知りうる直近の日とします。

ロ．国内上場株式

原則として計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

ハ．外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券(上場には店頭登録を含みます。)

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場(店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場)で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ(<http://www.smtam.jp/>)でご覧いただけます。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。(平成19年3月15日設定)

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了(償還)と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成19年3月15日から平成19年6月11日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

<投資信託契約の終了（償還）と手続き>

(1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
- ・やむを得ない事情が発生した場合

委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。

委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）における公告等の手続き

委託会社は上記（1）によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの繰上償還について、あらかじめ、ファンドを繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ファンドの繰上償還を行いません。

委託会社は、このファンドの繰上償還を行わないこととしたときは、ファンドの繰上償還を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ファンドの繰上償還において、上記からまでの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>

(1)投資信託約款の変更

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2)重大な投資信託約款の変更における公告等の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

委託会社は、ファンドの重大な約款変更について、あらかじめ、変更をしようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記 の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記 の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該約款変更を行いません。

委託会社は、当該約款変更を行わないこととしたときは、約款変更を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記 <投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き> に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

<反対者の買取請求権>

ファンドの償還又は重大な約款変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<運用報告書>

委託会社は、毎年3月及び9月の決算時並びに償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することができます。

上記 ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。

投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

上記 の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

上記 に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17特定期間(平成27年 3月11日から平成27年 9月10日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル3資産バランスオープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第16特定期間 (平成27年 3月10日現在)	第17特定期間 (平成27年 9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	41,284,325	71,350,133
投資信託受益証券	3,707,307,936	2,977,710,479
親投資信託受益証券	418,286,517	303,360,331
未収利息	62	108
流動資産合計	4,166,878,840	3,352,421,051
資産合計	4,166,878,840	3,352,421,051
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,586,049	9,196,397
未払解約金	61,913,387	4,819,082
未払受託者報酬	243,837	222,844
未払委託者報酬	3,135,008	2,865,146
その他未払費用	17,407	15,905
流動負債合計	75,895,688	17,119,374
負債合計	75,895,688	17,119,374
純資産の部		
元本等		
元本	5,293,024,707	4,598,198,770
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,202,041,555	1,262,897,093
(分配準備積立金)	85,840,006	85,821,360
元本等合計	4,090,983,152	3,335,301,677
純資産合計	4,090,983,152	3,335,301,677
負債純資産合計	4,166,878,840	3,352,421,051

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位 : 円)

	第16特定期間 自 平成26年 9月11日 至 平成27年 3月10日	第17特定期間 自 平成27年 3月11日 至 平成27年 9月10日
営業収益		
受取配当金	91,894,950	75,561,167
受取利息	9,419	9,938
有価証券売買等損益	<u>277,513,327</u>	216,626,554
営業収益合計	<u>369,417,696</u>	141,055,449
営業費用		
受託者報酬	1,655,533	1,433,030
委託者報酬	21,285,342	18,424,574
その他費用	<u>118,191</u>	102,295
営業費用合計	<u>23,059,066</u>	19,959,899
営業利益又は営業損失()	346,358,630	161,015,348
経常利益又は経常損失()	346,358,630	161,015,348
当期純利益又は当期純損失()	346,358,630	161,015,348
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	8,149,711	462,674
期首剩余金又は期首次損金()	1,711,183,397	1,202,041,555
剩余金増加額又は欠損金減少額	245,568,359	162,470,672
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	245,568,359	162,470,672
剩余金減少額又は欠損金増加額	6,348,266	3,879,017
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	6,348,266	3,879,017
分配金	<u>68,287,170</u>	57,969,171
期末剩余金又は期末欠損金()	<u>1,202,041,555</u>	1,262,897,093

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第16特定期間 (平成27年 3月10日現在)	第17特定期間 (平成27年 9月10日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	5,293,024,707口	4,598,198,770口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 1,202,041,555円	元本の欠損 1,262,897,093円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.7729円 (7,729円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 0.7253円 (7,253円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16特定期間 自 平成26年 9月11日 至 平成27年 3月10日	第17特定期間 自 平成27年 3月11日 至 平成27年 9月10日
分配金の計算過程 第89期 自 平成26年 9月11日 至 平成26年10月10日	分配金の計算過程 第95期 自 平成27年 3月11日 至 平成27年 4月10日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	10,395,892円

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,984,244円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第17特定期間 自 平成27年 3月11日 至 平成27年 9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第17特定期間 (平成27年 9月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第16特定期間 自 平成26年 9月11日 至 平成27年 3月10日	第17特定期間 自 平成27年 3月11日 至 平成27年 9月10日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	6,281,107,374円	5,293,024,707円
期中追加設定元本額	26,976,095円	16,944,808円
期中一部解約元本額	1,015,058,762円	711,770,745円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第16特定期間 (平成27年 3月10日現在)	第17特定期間 (平成27年 9月10日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	5,727,497	203,203,219
親投資信託受益証券	5,849,917	34,397,681
合計	122,420	237,600,900

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ドイチエ・好配当世界株式ファンド(適格機関投資家専用)	959,137,127	638,018,016	
	高金利海外債券ファンド(適格機関投資家専用)	3,022,858,480	2,339,692,463	
投資信託受益証券合計		3,981,995,607	2,977,710,479	
親投資信託受益証券	海外リートマザーファンド	277,624,537	303,360,331	
親投資信託受益証券合計		277,624,537	303,360,331	
合計			3,281,070,810	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「グローバル3資産バランスオープン」は、「海外リートマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている「親投資信託受益証券」は、全て同マザーファンドの受益証券であります。

同マザーファンドの平成27年 9月10日現在(以下、「計算日」といいます。)の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

海外リートマザーファンド

貸借対照表

平成27年 9月10日現在	
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	17,151,078
コール・ローン	2,333,322
投資証券	433,620,867
未収入金	15,250
未収配当金	386,691
未収利息	3
流動資産合計	453,507,211
資産合計	453,507,211

項目	平成27年 9月10日現在
	金額(円)
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	415,044,353
剩余金	
剩余金又は欠損金()	38,462,858
元本等合計	453,507,211
純資産合計	453,507,211
負債純資産合計	453,507,211

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	平成27年 9月10日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。
4. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

		平成27年 9月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数		415,044,353口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産額 の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0927円 (10,927円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

		平成27年 9月10日現在
1. 金融商品に対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク		当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制		運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。 内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価し、監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

		平成27年 9月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。	

	平成27年 9月10日現在
(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	平成27年 9月10日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成27年 3月11日
期首元本額	528,114,705円
期中追加設定元本額	328,823円
期中一部解約元本額	113,399,175円
期末元本額	415,044,353円
期末元本額の内訳	
グローバル3資産バランスオープン	277,624,537円
ベスタ・世界6資産ファンド（毎月決算型）	85,642,425円
ベスタ・世界6資産ファンド（1年決算型）	51,777,391円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	平成27年 9月10日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	13,435,524
合計	13,435,524

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「海外リートマザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	ACADIA REALTY TRUST	264	7,513.44	
		AGREE REALTY CORP	86	2,390.80	
		ALEXANDER'S INC	15	5,445.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	280	23,581.60	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	141	5,346.72	
		AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES	432	13,936.32	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	547	8,560.55	
		AMERICAN RESIDENTIAL PROPERTIES	141	2,313.81	
		APARTMENT INVEST & MGMT	604	21,133.96	
		ARMADA HOFFLER PROPERTIES	110	1,052.70	
		ASHFORD HOSPITALITY PRIME IN	113	1,748.11	
		ASHFORD HOSPITALITY TRUST	378	2,891.70	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	514	82,820.82	
		BIOMED REALTY TRUST INC	789	14,391.36	
		BOSTON PROPERTIES	596	65,899.72	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	698	8,187.54	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	639	14,243.31	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	338	23,474.10	
		CAMPUS CREST COMMUNITIES INC	284	1,383.08	
		CARE CAPITAL PROPERTIES INC	357	11,102.70	

CARETRUST REIT INC	123	1,339.47
CBL & ASSOCIATES PRTYS	655	9,261.70
CEDAR REALTY TRUST INC	363	2,141.70
CHAMBERS STREET PROPERTIES	924	6,153.84
CHATHAM LODGING TRUST	166	3,781.48
CHESAPEAKE LODGING TRUST	245	7,114.80
COLUMBIA PROPERTY TRUST INC	484	10,531.84
CORESITE REALTY CORP	86	4,211.42
CORPORATE OFFICE PPTYS	400	8,216.00
CORRECTIONS CORP OF AMERICA	452	13,334.00
COUSINS PROPERTIES INC	873	7,891.92
CUBESMART	644	15,964.76
CYRUSONE INC	180	5,913.00
DCT INDUSTRIAL TRUST INC	342	10,731.96
DDR CORPORATION	1,158	17,138.40
DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	774	8,846.82
DIGITAL REALTY TRUST INC	528	32,572.32
DOUGLAS EMMETT INC-W/I	527	14,608.44
DUKE REALTY CORP	1,335	23,763.00
DUPONT FABROS TECHNOLOGY INC	282	7,343.28
EASTERLY GOVERNMENT PROPERTI	30	471.30
EASTGROUP PROPERTIES, INC	126	6,552.00
EDUCATION REALTY TRUST INC	211	5,924.88
EMPIRE STATE REALTY TRUST-A	483	7,868.07
EPR PROPERTIES	220	10,945.00
EQUITY COMMONWEALTH	499	12,689.57
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	311	16,884.19
EQUITY ONE INC	334	7,608.52
EQUITY RESIDENTIAL PPTY	1,418	98,324.12
ESSEX PROPERTY TRUST	254	52,743.10
EXTRA SPACE STORAGE INC	485	34,871.50
FEDERAL REALTY INVS TRUST	266	33,587.82
FELCOR LODGING TRUST INC	462	3,705.24
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	429	8,215.35
FIRST POTOMAC REALTY TRUST	225	2,349.00
FRANKLIN STREET PROPERTIES CORP	340	3,495.20
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	359	10,888.47
GENERAL GROWTH PROPERTIES	2,448	59,731.20
GEO GROUP INC/THE	289	8,485.04
GETTY REALTY CORP	114	1,744.20
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	89	1,224.64
GOVERNMENT PROPERTIES INCOME	319	4,864.75

GRAMERCY PROPERTY TRUST INC	165	3,615.15
HCP INC	1,797	64,745.91
HEALTH CARE REIT INC	1,366	84,569.06
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	385	8,558.55
HEALTHCARE TRUST OF AMERICA	484	11,107.80
HERSHA HOSPITALITY TRUST	210	5,088.30
HIGHWOODS PROPERTIES INC	368	13,616.00
HOME PROPERTIES INC	224	16,699.20
HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	582	14,817.72
HOST HOTELS AND RESORTS INC	2,941	50,967.53
HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	305	8,457.65
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	120	853.20
INLAND REAL ESTATE CORP	388	3,131.16
INVESTORS REAL ESTATE TRUST	528	3,474.24
IRON MOUNTAIN INC	725	20,307.25
KILROY REALTY CORPORATION	343	21,869.68
KIMCO REALTY CORP	1,600	35,616.00
KITE REALTY GROUP TRUST	320	7,337.60
LASALLE HOTEL PROPERTIES	434	13,419.28
LEXINGTON CORP PROPERTIES	906	7,112.10
LIBERTY PROPERTY TRUST	578	17,571.20
LTC PROPERTIES INC	147	5,740.35
MACERICH CO/THE	547	39,673.91
MACK-CALI REALTY CORP	336	6,300.00
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	963	10,544.85
MID-AMERICA APARTMENT COMM	292	22,025.56
MONMOUTH REIT -CL A	286	2,619.76
MONOGRAM RESIDENTIAL TRUST I	650	5,999.50
NATIONAL RETAIL PROPERTIES	520	17,680.00
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	90	1,169.10
NATL HEALTH INVESTORS INC	127	6,938.01
NEW SENIOR INVESTMENT GROUP	291	3,291.21
NEW YORK REIT INC	700	6,741.00
NEXPOINT RESIDENTIAL	100	1,340.00
NORTHSTAR REALTY FINANCE	1,000	13,790.00
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	623	20,154.05
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	82	1,744.96
PARKWAY PROPERTIES INC	369	5,634.63
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	275	10,293.25
PENN REAL ESTATE INVEST TST	265	5,016.45
PHYSICIANS REALTY TRUST	290	4,094.80
PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST	597	10,011.69
POST PROPERTIES	212	11,534.92

PREFERRED APARTMENT COMMUN-A	110	1,144.00
PROLOGIS INC	2,036	74,314.00
PS BUSINESS PARKS INC	78	5,722.86
PUBLIC STORAGE	566	113,335.84
QTS REALTY TRUST INC	72	2,899.44
RAMCO-GERSHENSON PRTYS	342	5,085.54
REALTY INCOME CORP	902	39,660.94
REGENCY CENTERS CORP	368	21,369.76
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMENTS CORP	398	6,284.42
RETAIL PROPERTY OF AME-A	916	12,173.64
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	250	3,172.50
RLJ LODGING TRUST	509	14,201.10
ROUSE PROPERTIES INC	152	2,374.24
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	198	10,052.46
SABRA HEALTH CARE REIT INC	260	5,785.00
SAUL CENTERS INC	49	2,365.72
SELECT INCOME REIT	167	3,052.76
SENIOR HOUSING PROP TRUST	912	13,752.96
SILVER BAY REALTY TRUST CORP	164	2,627.28
SIMON PROPERTY GROUP	1,213	211,789.80
SL GREEN REALTY CORP	386	39,306.38
SOVRAN SELF STORAGE INC	141	12,464.40
SPIRIT REALTY CAPITAL INC	1,766	16,211.88
STAG INDUSTRIAL INC	283	4,785.53
STARWOOD WAYPOINT RESIDE	150	3,454.50
STORE CAPITAL CORP	100	1,986.00
STRATEGIC HOTEL CAPITAL INC	1,064	14,927.92
SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	348	4,210.80
SUN COMMUNITIES INC	208	13,164.32
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	805	11,197.55
TANGER FACTORY OUTLET CENTER	374	11,852.06
TAUBMAN CENTERS INC	238	15,979.32
TERRENO REALTY CORP	164	3,230.80
TRADE STREET RESIDENTIAL INC	90	598.50
UDR INC	1,005	31,345.95
UMH PROPERTIES INC	100	913.00
UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	58	2,529.38
URBAN EDGE PROPERTIES	395	7,971.10
URSTADT BIDDLE - CL A	123	2,189.40
VENTAS INC	1,287	68,017.95
VEREIT INC	3,513	27,752.70
VORNADO REALTY TRUST	681	58,593.24

	WASHINGTON REAL ESTATE INVESTMENT	265	6,381.20	
	WEINGARTEN REALTY INVESTORS	444	13,590.84	
	WHITESTONE REIT	136	1,485.12	
	WP CAREY INC	375	21,191.25	
	WP GLIMCHER INC	712	8,230.72	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	430	7,869.00	
	アメリカドル 小計	76,412	2,509,318.30	
			(301,695,339)	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTATE	150	5,115.00	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	234	2,831.40	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	105	5,783.40	
	BROOKFIELD CANADA OFFICE PROPERTIES	63	1,550.43	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	229	6,414.29	
	CAN REAL ESTATE INVEST TRUST	144	5,745.60	
	CHOICE PROPERTIES REIT	151	1,700.26	
	COMINAR REAL ESTATE INV-TR U	369	6,011.01	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	220	2,798.40	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	120	1,464.00	
	DREAM GLOBAL REAL ESTATE INV	178	1,585.98	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVEST TR	160	1,272.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	222	4,495.50	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	89	3,334.83	
	H&R REAL ESTATE INVESTMENT TRUST-UNIT	511	10,388.63	
	INVEST REAL ESTATE INVESTME	91	479.57	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	141	915.09	
	MILESTONE APARTMENTS REAL ESTATE	180	2,604.60	
	MORGARD NORTH AMERICAN RESIDENTIAL	150	1,504.50	
	MORGARD REAL ESTATE-TR UTS	160	2,158.40	
	NORTHERN PROPERTY REAL ESTATE	75	1,525.50	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERTIES	90	721.80	
	ONEREIT	283	865.98	
	PLAZA RETAIL REIT	100	418.00	
	PURE INDUSTRIAL REAL ESTATE	260	1,162.20	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	575	13,926.50	
	SMART REAL ESTATE INWSTMENT	279	8,007.30	
	カナダドル 小計	5,329	94,780.17	
			(8,577,605)	

ユーロ	AEDIFICA	47	2,483.01
	ALSTRIA OFFICE REIT -AG	316	3,709.84
	ALTAREA	14	2,380.00
	ANF IMMOBILIER	57	1,179.33
	AXIARE PATRIMONIO SOCIMI SA	120	1,362.00
	BEFIMMO S.C.A.	75	4,196.25
	BENI STABILI SPA	3,832	2,642.16
	BGP HOLDINGS PLC	900,544	-
	COFINIMMO	76	7,186.56
	EUROCOMMERCIAL	198	7,840.80
	FONCIERE DES REGIONS	185	14,195.05
	GECINA SA	138	15,511.20
	GREEN REIT PLC	2,622	3,799.27
	HAMBORNER REIT AG	230	2,014.34
	HIBERNIA REIT PLC	2,635	3,515.09
	ICADE	124	7,836.80
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	584	496.40
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	800	852.00
	KLEPIERRE	828	32,896.44
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	250	2,275.00
	MERCIALYS	223	4,429.89
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	1,210	12,910.70
	NSI NV	329	1,190.98
	UNIBAIL-RODAMCO SE	381	87,763.35
	VASTNED RETAIL	71	2,826.15
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	52	3,628.56
	WERELDHAVE NV	155	7,942.20
ユーロ 小計		916,096	237,063.37
			(32,005,925)
イギリスポンド	ASSURA PLC	3,988	2,213.34
	BIG YELLOW GROUP PLC	631	4,322.35
	BRITISH LAND CO PLC	3,975	32,754.00
	DERWENT LONDON PLC	427	15,585.50
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	1,321	11,096.40
	HAMMERSOHN PLC	3,040	19,000.00
	HANSTEEN HOLDINGS PLC	2,883	3,508.61
	INTU PROPERTIES PLC	3,636	11,744.28
	LAND SECURITIES GROUP PLC	3,114	38,862.72
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	2,470	4,100.20
	MCKAY SECURITIES PLC-ORD	390	1,021.80
	MUCKLOW A&J GROUP PLC	261	1,291.95
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	511	2,199.85
	REDEFINE INTERNATIONAL PLC	3,700	2,014.65

	SAFESTORE HOLDINGS PLC	908	2,753.51	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM	2,000	1,170.00	
	SEGRO PLC	2,862	12,083.36	
	SHAFTESBURY PLC	1,064	9,645.16	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	2,000	2,440.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	488	4,565.24	
	イギリスポンド 小計	39,669	182,372.92	
			(33,684,278)	
オーストラリアドル	360 CAPITAL GROUP LTD	1,200	1,134.00	
	360 CAPITAL OFFICE FUND	256	510.72	
	ABACUS PROPERTY GROUP	1,107	3,498.12	
	ALE PROPERTY GROUP	764	2,712.20	
	ARENA REIT	1,000	1,600.00	
	ASPEN GROUP	520	639.60	
	ASTRO JAPAN PROPERTY GROUP	165	841.50	
	AUSTRALIAN INDUSTRIAL REIT	366	819.84	
	BWP TRUST	1,954	6,076.94	
	CHARTER HALL GROUP	1,204	5,345.76	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	1,207	4,876.28	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	5,265	5,370.30	
	DEXUS PROPERTY GROUP	3,690	28,117.80	
	FEDERATION CENTRES	12,604	35,417.24	
	FOLKESTONE EDUCATION TRUST	1,000	2,110.00	
	GALILEO JAPAN TRUST	500	885.00	
	GDI PROPERTY GROUP	2,400	2,172.00	
	GOODMAN GROUP	6,045	36,270.00	
	GPT GROUP	6,790	31,098.20	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUS	754	2,375.10	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	700	1,862.00	
	INDUSTRIA REIT	466	880.74	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	3,832	1,705.24	
	INVESTA OFFICE FUND	2,662	10,355.18	
	MIRVAC GROUP	14,020	24,955.60	
	NATIONAL STORAGE REIT	1,335	1,975.80	
	SCENTRE GROUP	20,656	79,938.72	
	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	2,498	4,921.06	
	STOCKLAND	9,103	35,501.70	
	WESTFIELD CORP	7,436	73,467.68	
	オーストラリアドル 小計	111,499	407,434.32	
			(34,122,624)	
ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD	3,500	3,780.00	
	DNZ PROPERTY FUND LTD	1,208	2,518.68	

	GOODMAN PROPERTY TRUST	4,259	5,004.32	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	4,006	5,147.71	
	PRECINCT PROPERTIES NEW ZEAL	3,400	3,859.00	
	PROPERTY FOR INDUSTRY LTD	2,131	3,228.46	
	VITAL HEALTHCARE PROPERTY TR	1,309	2,212.21	
	ニュージーランドドル 小計		19,813	25,750.38
			(1,942,608)	
香港ドル	CHAMPION REIT	10,000	39,900.00	
	FORTUNE REIT	5,000	37,950.00	
	LINK REIT	9,000	383,850.00	
	NEW CENTURY REIT	2,000	6,160.00	
	PROSPERITY REIT	5,000	14,000.00	
	REGAL REAL ESTATE INVESTMENT	4,000	8,160.00	
	SPRING REAL ESTATE INVESTMENT	3,000	9,210.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	3,000	11,520.00	
	YUEXIU REIT ASSET MANAGEMENT	5,000	20,750.00	
	香港ドル 小計		46,000	531,500.00
			(8,243,565)	
シンガポールドル	AIMS AMP CAPITAL INDUSTRIAL	2,400	3,312.00	
	ASCENDAS HOSPITALITY TRUST	4,000	2,440.00	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	7,800	17,394.00	
	ASCOTT RESIDENCE TRUST	4,000	4,920.00	
	CACHE LOGISTICS TRUST	2,400	2,400.00	
	CAMBRIDGE INDUSTRIAL TRUST	3,800	2,318.00	
	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	7,900	10,665.00	
	CAPITALAND MALL TRUST	9,900	18,909.00	
	CAPITALAND RETAIL CHINA TRUST	2,200	3,047.00	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	2,400	3,168.00	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	4,000	2,520.00	
	FIRST REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	2,500	3,200.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	1,900	3,619.50	
	FRASERS COMMERCIAL TRUST	2,400	3,228.00	
	FRASERS HOSPITALITY TRUST	2,000	1,480.00	
	KEPPEL DC REIT	2,500	2,537.50	
	KEPPEL REIT	7,000	6,755.00	
	LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL TRUST	8,000	2,560.00	
	MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	5,700	7,410.00	
	MAPLETREE GREATER CHINA COM	7,400	6,882.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	4,700	7,144.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	6,000	6,240.00	
	OUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	2,000	1,260.00	

OUE HOSPITALITY TRUST		2,200	1,738.00	
PARKWAY LIFE REAL ESTATE		1,600	3,632.00	
SABANA SHARIAH COMP IND REI		3,000	2,295.00	
SOILBUILD BUSINESS SPACE REIT		2,000	1,580.00	
SPH REIT		3,300	3,135.00	
STARHILL GLOBAL REIT		6,000	4,560.00	
SUNTEC REIT		9,500	14,772.50	
シンガポールドル 小計		130,500	155,121.50	
			(13,110,869)	
イスラエルシェケル REIT 1 LTD		700	7,714.00	
イスラエルシェケル 小計		700	7,714.00	
			(238,054)	
合計		1,346,018	433,620,867	
			(433,620,867)	

有価証券明細表注記

- 1.通貨ごとの小計の欄における()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の記載は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 4.外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券 153銘柄	100.0%	69.6%
カナダドル	投資証券 27銘柄	100.0%	2.0%
ユーロ	投資証券 27銘柄	100.0%	7.4%
イギリスポンド	投資証券 20銘柄	100.0%	7.8%
オーストラリアドル	投資証券 30銘柄	100.0%	7.9%
ニュージーランドドル	投資証券 7銘柄	100.0%	0.4%
香港ドル	投資証券 9銘柄	100.0%	1.9%
シンガポールドル	投資証券 30銘柄	100.0%	3.0%
イスラエルシェケル	投資証券 1銘柄	100.0%	0.1%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティプ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【グローバル3資産バランスオープン】

【純資産額計算書】

(平成27年 9月30日現在)

資産総額	3,315,941,782円
負債総額	24,542,091円
純資産総額(-)	3,291,399,691円
発行済口数	4,551,304,981口
1口当たり純資産額(/)	0.7232円
(1万口当たり純資産額)	(7,232円)

(参考)

海外リートマザーファンド

純資産額計算書

(平成27年 9月30日現在)

資産総額	463,626,031円
負債総額	1,506円
純資産総額(-)	463,624,525円
発行済口数	414,536,477口
1口当たり純資産額(/)	1.1184円
(1万口当たり純資産額)	(11,184円)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行し

ません。

受益権の譲渡

- イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ロ．上記イ．の申請のある場合には、上記イ．の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ．の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。
- ハ．上記イ．の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成27年 9月30日現在）

資本金の額 : 3億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

会社の意思決定機構

会社に取締役3名以上、監査役2名以内をおきます。取締役及び監査役は、株主総会において選任され、又は解任されます。

取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から、代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役の中から、会長1名及び副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。

社長にさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。

ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

[PLAN(計画)]

運用企画部担当役員を委員長とする運用委員会において、ファンドの運用の基本方針や運用ガイドラインなどを決定します。運用委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが資産配分や個別資産の運用に係る運用計画を月次で策定し、部長が承認します。

[DO(実行)]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の実行指図を通じてポートフォリオを構築し、ファンドの運用状況を管理します。

各運用部の部長は、ファンドの運用が運用計画に沿って行われていることを確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK (検証・評価)]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はコンプライアンス・リスク統括部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN - DO - CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役会に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成27年12月10日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成27年9月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	430	7,330,547
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	27	83,263
単位型公社債投資信託	0	0
合計	457	7,413,810

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あづさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,457,599	12,314,170
前払費用	114,325	125,306
未収委託者報酬	2,735,763	4,518,944
未収運用受託報酬	15,268	-
繰延税金資産	144,183	116,728
その他	3,448	8,789
流動資産合計	<u>13,470,589</u>	<u>17,083,939</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	67,359
器具備品	1	87,378
有形固定資産合計	<u>154,737</u>	<u>174,341</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	203,360	197,641
その他	4,686	7,648
無形固定資産合計	<u>208,046</u>	<u>205,290</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	69,583	60,277
長期前払費用	34,773	5,425
長期貸付金	28,838	25,838
会員権	25,000	25,000
繰延税金資産	117,743	114,415
その他	553	463
貸倒引当金	28,838	25,838
投資その他の資産合計	<u>247,653</u>	<u>205,581</u>
固定資産合計	<u>610,437</u>	<u>585,213</u>
資産合計	14,081,027	17,669,152

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)	当事業年度 (平成27年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		

預り金	13,353	13,868
未払金	1,723,999	2,578,595
未払手数料	1,169,997	1,896,826
その他未払金	554,001	681,769
未払費用	44,167	52,291
未払法人税等	1,467,469	924,882
未払消費税等	129,007	354,256
賞与引当金	94,659	94,769
その他	14,376	56,222
流動負債合計	3,487,033	4,074,887
固定負債		
資産除去債務	12,492	12,707
退職給付引当金	313,992	342,831
固定負債合計	326,485	355,538
負債合計	3,813,518	4,430,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	350,000	350,000
資本剰余金合計	350,000	350,000
利益剰余金		
利益準備金	62,500	65,500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100,000	2,100,000
繙越利益剰余金	7,452,293	10,419,991
利益剰余金合計	9,614,793	12,585,491
株主資本合計	10,264,793	13,235,491
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,715	3,235
評価・換算差額等合計	2,715	3,235
純資産合計	10,267,508	13,238,726
負債・純資産合計	14,081,027	17,669,152

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

営業収益	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成25年4月 1日		(自 平成26年4月 1日	
	至 平成26年3月31日)		至 平成27年3月31日)	
委託者報酬	22,773,831			28,159,652
運用受託報酬		55,511		8,732

営業収益合計	22,829,342	28,168,384
営業費用		
支払手数料	10,451,296	12,922,655
広告宣伝費	76,961	130,384
公告費	-	880
調査費	5,091,105	5,994,577
調査費	259,236	279,702
委託調査費	4,830,390	5,712,946
図書費	1,479	1,928
営業雑経費	1,264,334	1,299,065
通信費	17,246	17,456
印刷費	327,214	330,921
協会費	22,524	23,182
諸会費	773	105
情報機器関連費	837,859	857,009
その他営業雑経費	58,716	70,390
営業費用合計	16,883,698	20,347,563
一般管理費		
給料	2,201,964	2,185,555
役員報酬	102,330	89,055
給料・手当	1,846,450	1,839,000
賞与	253,183	257,499
退職給付費用	72,029	71,270
役員退職慰労金	1,070	-
福利費	207,122	212,286
交際費	2,758	4,491
旅費交通費	45,973	55,788
租税公課	42,862	42,868
不動産賃借料	130,938	130,938
寄付金	3,385	-
減価償却費	119,445	129,285
諸経費	1	212,345
一般管理費合計	3,047,165	3,044,830
営業利益	2,898,479	4,775,990

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
営業外収益		
受取利息	7,464	6,802
収益分配金	3,234	4,617
投資有価証券売却益	553	1,846
貸倒引当金戻入	3,000	3,000
その他	1,775	1,936
営業外収益合計	16,027	18,203

営業外費用

長期前払費用償却	1	23,222	1	27,866
支払補償費		14,648		7,656
投資有価証券売却損		284		117
その他		2,112		3,283
営業外費用合計		40,268		38,924
経常利益		2,874,238		4,755,269
特別損失				
外国税関連費用		-	2	56,222
特別損失合計		-		56,222
税引前当期純利益		2,874,238		4,699,047
法人税、住民税及び事業税		1,623,332		1,667,610
法人税等調整額		502,474		30,739
法人税等合計		1,120,857		1,698,349
当期純利益		1,753,381		3,000,697

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	300,000	350,000		350,000
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-		-
当期末残高	300,000	350,000		350,000

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	59,500	2,100,000	5,731,912	7,891,412	8,541,412
当期変動額					
剰余金の配当	3,000		33,000	30,000	30,000
当期純利益			1,753,381	1,753,381	1,753,381
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	3,000	-	1,720,381	1,723,381	1,723,381
当期末残高	62,500	2,100,000	7,452,293	9,614,793	10,264,793

評価・換算差額等

	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	純資産合計
当期首残高	4,998	4,998	8,546,410
当期変動額			
剰余金の配当			30,000
当期純利益			1,753,381
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,283	2,283	2,283
当期変動額合計	2,283	2,283	1,721,098
当期末残高	2,715	2,715	10,267,508

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	300,000	350,000		350,000
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-		-
当期末残高	300,000	350,000		350,000

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		その他利益剰余金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	62,500	2,100,000		7,452,293	9,614,793
当期変動額					
剰余金の配当	3,000			33,000	30,000
当期純利益				3,000,697	3,000,697
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	3,000	-		2,967,697	2,970,697
当期末残高	65,500	2,100,000		10,419,991	12,585,491
					13,235,491

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,715	2,715	10,267,508
当期変動額			
剰余金の配当			30,000
当期純利益			3,000,697
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	520	520	520
当期変動額合計	520	520	2,971,217

当期末残高	3,235	3,235	13,238,726
-------	-------	-------	------------

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、原則として社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職に伴う退職金の支給に備えるため、当事業年度末における簡便法による退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度		当事業年度	
	(平成26年3月31日)		(平成27年3月31日)	
建 物	35,517	千円	45,415	千円
器具備品	188,630	"	218,270	"
計	224,147	"	263,685	"

（損益計算書関係）

1. 関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
諸経費	73,276	千円	37,614	千円
長期前払費用償却	23,222	"	27,866	"

2外国税関連費用

外国税関連費用56,222千円は、中国税務当局等が 平成26年10月31日付に発した「通達79号」に基づき、平成22年3月23日から平成26年11月16日までのQFII(Qualified Foreign Institutional Investors)口座を通じて取得した中国A株の譲渡所得に対して税率10%で遡及課税される金額を合理的に計算した当社の負担額であります。中国A株に投資している当社の対象ファンドは「中国A株SRIマザーファンド」であり、ファンドの当時の受益者に負担を求めることが事実上不可能であるため、当社等が負担しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成25年3月31日	平成25年6月28日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成26年3月31日	平成26年6月30日

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	-	-	3,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	10,000	平成26年3月31日	平成26年6月30日

4. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月30日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	10,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

（リ - ス取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、隨時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位:千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金及び預金	10,457,599	10,457,599	-
（2）未収委託者報酬	2,735,763	2,735,763	-
（3）投資有価証券			
その他有価証券	69,583	69,583	-
（4）未払金	(1,723,999)	(1,723,999)	-
（5）未払法人税等	(1,467,469)	(1,467,469)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度(平成27年3月31日)		(単位:千円)	
	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	12,314,170	12,314,170	-
(2) 未収委託者報酬	4,518,944	4,518,944	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	60,274	60,274	-
(4) 未払金	(2,578,595)	(2,578,595)	-
(5) 未払法人税等	(924,882)	(924,882)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、並びに(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 未払金、並びに(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成26年3月31日	平成27年3月31日
非上場株式	-	3

これについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成26年3月31日)	(単位:千円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,457,599	-	-	-
未収委託者報酬	2,735,763	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	7,743	21,044	-

当事業年度(平成27年3月31日)	(単位:千円)			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	12,314,170	-	-	-
未収委託者報酬	4,518,944	-	-	-
投資有価証券 投資信託	-	1,576	16,038	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成26年3月31日現在)	(単位:千円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	61,633	57,226	4,406
小計	61,633	57,226	4,406
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	7,950	8,138	188
小計	7,950	8,138	188
合計	69,583	65,365	4,218

当事業年度（平成27年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	58,207	53,306	4,901
小計	58,207	53,306	4,901
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	2,066	2,186	120
小計	2,066	2,186	120
合計	60,274	55,492	4,781

（注）非上場株式（貸借対照表計上額3千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができる、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日） （単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
23,757	553	284

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日） （単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
34,635	1,846	117

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) 退職給付債務	313,992	342,831
(2) 退職給付引当金	313,992	342,831

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。

3. 退職給付費用に関する事項

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) 退職給付費用	72,029	71,270

(注) 1. 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 金額には確定拠出年金への掛金支払額を含んでおり、前事業年度で13,998千円、当事業年度で14,089千円であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	102,368 千円	64,846 千円
貸倒引当金繰入限度超過額	10,277 " "	8,356 " "
賞与引当金損金算入限度超過額	33,736 " "	31,368 " "
退職給付引当金損金算入限度超過額	111,906 " "	110,871 " "
外国税額控除費用損金不算入額	- " "	18,609 " "
その他	13,094 " "	5,855 " "
繰延税金資産 合計	271,384 " "	239,908 " "
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,503 " "	1,546 " "
投資有価証券売却益益金不算入額	7,953 " "	7,217 " "
繰延税金負債 合計	9,457 " "	8,763 " "
繰延税金資産（負債）の純額	261,926 " "	231,144 " "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.10%に、平成28年4月1日以後に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が20,769千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が20,769千円増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

顧客の名称	営業収益
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド (ブラジル・レアルコース)	3,172,592千円

(注) 当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

顧客の名称	営業収益
J-REIT・リサーチ・オーブン（毎月決算型）	3,363,914千円
PIMCO 米国ハイイールド債券 通貨選択型ファンド (ブラジル・レアルコース)	3,178,319千円

(注) 当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

親会社	三井住友 トラスト・ ホールディ ングス(株)	東京都 千代田区	261,608	持株会社	(直接) 100%	役員の 兼任	経営指導 料の支払	73,276	-	-
-----	----------------------------------	-------------	---------	------	--------------	-----------	--------------	--------	---	---

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

経営指導料

取引条件については、一般取引条件を勘案して決定しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

重要性がないため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟 会社	三井住友信託 銀行(株)	東京都 千代田区	342,037	信託業務 及び 銀行業務	-	営業上の 取引 役員の 兼任	投信販売 代行手数料等 の支払	6,745,672	未払 手数料	794,830
							投資助言費用 の支払	2,631,233	その他 未払金	239,120

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
兄弟 会社	三井住友信託 銀行(株)	東京都 千代田区	342,037	信託業務 及び 銀行業務	-	営業上の 取引 役員の 兼任	投信販売 代行手数料等 の支払	8,852,826	未払 手数料	1,374,578
							投資助言費用 の支払	3,428,200	その他 未払金	381,755

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

(工)財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（平成26年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（平成27年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	3,422,502円93銭	4,412,908円85銭
1株当たり当期純利益金額	584,460円49銭	1,000,232円56銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

	前事業年度 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益	1,753,381千円	3,000,697千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	1,753,381千円	3,000,697千円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以

下同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るために不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るために、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1)定款の変更

委託会社は、平成27年4月1日に取締役の役位としての会長を追加しました。

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成27年12月10日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称 : 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 : 342,037百万円(平成27年3月末日現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額(百万円) (平成27年3月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 S B I 証券	47,937	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

立花証券株式会社	6,695	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還金及び一部解約金の支払い、収益分配金の再投資、運用報告書の交付並びに口座管理機関としての業務等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(参考)再信託受託会社

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日 : 平成12年6月20日

資本金の額 : 51,000百万円(平成27年3月末日現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約に係る信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成27年3月30日	臨時報告書
平成27年6月10日	有価証券届出書
平成27年6月10日	有価証券報告書
平成27年6月29日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年6月5日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 白川 芳樹 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年11月10日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中島紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル3資産バランスオープンの平成27年3月11日から平成27年9月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル3資産バランスオープンの平成27年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。